

【事業者・農業者向け】

事業者への融資・助成制度	熊本県金融円滑化特別資金 【受付窓口】 県商工振興金融課 ☎333-2314	商工振興課 ☎248-1115
	日本政策金融公庫貸付 【受付窓口】 日本政策金融公庫 熊本支店 中小企業 ☎352-9155 国民生活 ☎353-6121	
	雇用調整助成金 【受付窓口】 熊本労働局職業対策課分室 ☎312-0086	
農林漁業経営の維持安定に必要な資金支援制度	農林漁業セーフティネット資金 【受付窓口】 日本政策金融公庫 熊本支店 ☎353-3104	農政課 ☎248-1445
	新型コロナウイルス対策緊急支援資金 【受付窓口】 熊本県農林水産部 団体支援課 ☎333-2371	
新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮について	新型コロナウイルスに関連した憶測やうわさに基づく行動は、過度の不安をおおひ、誰かを傷つけることにつながる恐れがあります。 次のようなことを心がけるようお願いします。 ・ネット上の誤った情報に惑わされない ・不確かな情報は決してSNSなどで広めない ・国や県、市町村が発信する正確な情報を入力する ・正確な情報に基づいて判断、行動する	人権啓発教育課 ☎248-2399

市の施設を休館します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の市の施設について当分の間休館となっています。再開については決まり次第お知らせします。

施設名	☎
ヴィーブル (施設利用)	248-5555
御代志市民センター	242-1190
泉ヶ丘市民センター	248-3453
栄市民センター (みどり館)	248-0400
須屋市民センター	346-4112
黒石市民センター	242-2321
野々島市民センター	242-1636
三つの木の家	248-6277
東児童館	248-5203
泉ヶ丘市民センター児童館	248-3453
西児童館	242-7008
西合志図書館	242-5555
ヴィーブル図書館	248-5754
泉ヶ丘市民センター図書館	247-1315
合志マンガミュージアム	273-6766
合生文化会館	242-3218
人権ふれあいセンター	248-3893
ふれあい館	242-7000
老人憩いの家	242-2030
社会体育施設(グラウンド、体育館)	248-5555

ユーパレス弁天

ユーパレス弁天は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、当面の間は**全ての施設**において利用を休止します。施設再開の時期は今後の状況等を考慮し、検討してまいります。不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

☎ 商工振興班 ☎248-1115

国民健康保険・後期高齢者医療制度
人間ドックの受付を延期します

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、5月7日(木)開始の人間ドック申込受付は、延期します。※コース内容・料金表についても窓口設置を延期し、今後の予定については、決まり次第お知らせします。

☎ 保険年金課 保険年金班 ☎248-1275

生涯学習主催講座を中止します

不要不急の外出を控える要請や感染経路が不明な市中感染が広まる中、新型コロナウイルス感染症対策として、今年度の生涯学習主催講座の前期10月分までを全て中止することになりました。なお、市民講座は当面の間、中止いたします。開催する時期が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

☎ 生涯学習班 ☎248-5555

経済の影響に対する支援

【市民向け】

市税の納付が困難な人の猶予制度	市税の納付が困難な場合、納税が猶予される場合がありますので、ご相談ください。 ・納税者または家族がり患した場合 ・患者が発生した施設で消毒作業が行なわれたことにより、備品や償却資産を廃棄した場合 ・予約キャンセルなどにより、著しい損失を受けた場合 ・予約キャンセルなどにより、やむを得ず休業をした場合	税務課 収納班 ☎248-1114
国民健康保険税の納付が困難な人の減免制度	その属する世帯の主たる生計維持者が次のような場合で、国民健康保険税の納付が困難な人は、保険税が減免される場合があります。詳しくはお尋ねください。 ・死亡し、または重篤な傷病を負った場合 ・事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の①から③のすべてに当てはまる場合 ①事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の10分の3以上であること ②前年の合計所得金額が1,000万円以下であること ③減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること	税務課 市税班 ☎248-1114
介護保険料の納付が困難な人の減免制度	その属する世帯の主たる生計維持者が次のような場合で、介護保険料の納付が困難な人は、保険料が減免される場合があります。詳しくはお尋ねください。 ・死亡し、または重篤な傷病を負った場合 ・事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の①および②に当てはまる場合 ①事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の10分の3以上であること ②減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること	高齢者支援課 介護保険班 ☎248-1102
上下水道料金・工業用水道料金の猶予や分納	納付が困難になった人は、支払い猶予や分割納付などについて、ご相談ください。	上下水道お客さまセンター ☎248-1232
後期高齢者医療保険料の納付が困難な人の猶予制度	次のような場合で、後期高齢者医療保険料の納付が困難な人は、保険料が納付猶予される場合があります。詳しくはお尋ねください。 ・被保険者または世帯主・配偶者がり患した場合 ・感染症の影響で事業または業務が休業した場合 ・感染症の影響で事業における著しい損失がある場合 ・感染症の影響で失業などになり、収入が著しく減少した場合	保険年金課 ☎248-1275
生活福祉資金貸付制度	休業や失業などにより生活資金でお悩みの方に向けて、特例貸付を実施しています	市社会福祉協議会 ☎242-7000 個人向け緊急小口資金 総合支援資金相談コールセンター ☎0120-46-1999 午前9時から午後9時まで (土日・祝を含む)